

会員の皆様へ

今般「モデル宿泊約款」を掲載しましたので、印部分にご記入の上、ご活用下さい。外国語の約款につきましても、該当する部分に数字等をご記入下さい。(数字以外の単語で韓国語、中国語で表現できない場合にはローマ字でご記入下さい。)

なお、書き込みができる状態で掲載してありますので、消去ミス等のないようご注意下さい。

.....

モデル宿泊約款 (が記入が必要な箇所)

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテル(館)は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(7) 都道府県 条例第 条(第 号)の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテル(館)に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

3. 当ホテル(館)は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテル(館)の契約解除権)

第7条 当ホテル(館)は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(5) 都道府県 条例第 条(第 号)の規定する場合に該当するとき。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテル(館)の客室を使用できる時間は、午後 時から翌朝 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテル(館)は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料金の3分の1(又は室料相当額の %)
- (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1(又は室料相当額の %)
- (3) 超過6時間以上は、室料金の全額 (又は室料相当額の %)

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)・・・ホテル用(朝・夕食又は夕食を伴わない宿泊施設に適用)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料(室料(又は室料+朝食料)) サービス料(× %)
	追加料金	飲食料(又は追加飲食(朝食以外の飲食料))及びその他の利用料金 サービス料(× %)
	税金	イ消費税 ロ入湯税(温泉地のみ)

備考1. 基本宿泊料は 〇〇 に掲示する料金表によります。

2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。
寝具及び食事を提供しない幼児については、 〇〇 をいただきます。
(幼児料金を設定するホテルに限る。)

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)・・・旅館用

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料(室料+朝・夕食料) サービス料(× %)
	追加料金	追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料金 サービス料(× %)
	税金	イ消費税 ロ入湯税(温泉地のみ)

備考1. 基本宿泊料は 〇〇 に掲示する料金表によります。

2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。
寝具及び食事を提供しない幼児については、 〇〇 をいただきます。
(幼児料金を設定する旅館に限る。)

別表第2 違約金(第6条第2項関係)・・・ホテル用

契約解除の 通知を 受けた日		不 泊	当 日	前 日	9 日 前	20 日 前
一 般	14名まで	%	%	%	%	%
	15～99名まで	%	%	%	%	%
	100名以上	%	%	%	%	%

- (注)1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
 3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については違約金はいただきません。

別表第2 違約金(第6条第2項関係).....旅館用

契約解除の 通知を受け た日		不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	15 日 前	30 日 前
14名まで		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
15～99名まで		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
31名～100名まで		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
101名以上		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

- (注)1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
 3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。